被扶養者として認定されるための条件

被扶養者として認定されるためには、「親族の範囲」と「収入」について一定の条件を満たしている必要があります。

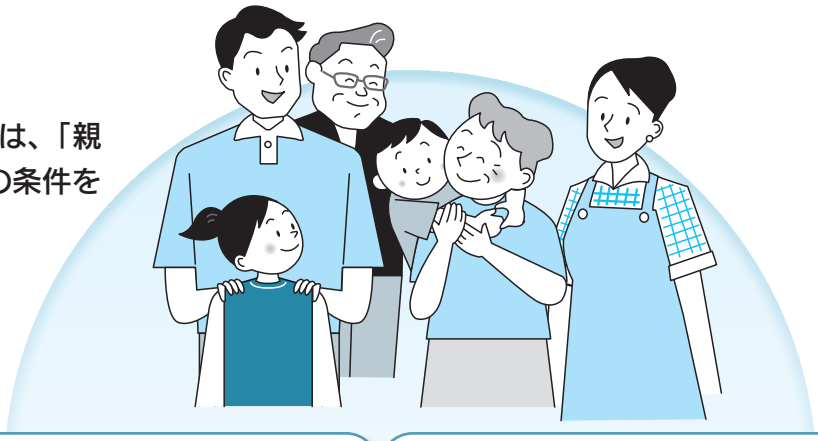

被扶養者として認められる親族の範囲

被扶養者となれる家族の範囲は、三親等内の親族と決められています。さらに、同居・別居により、条件が異なります。

同居でも別居でもよい人

1. 配偶者（内縁でもよい）
2. 子、孫
3. 兄弟姉妹
4. 父母などの直系尊属

同居が条件の人

1. 左記以外の三親等内の親族
2. 内縁の配偶者の父母および子
3. 内縁の配偶者死亡後の父母および子

認定対象者の親族の範囲

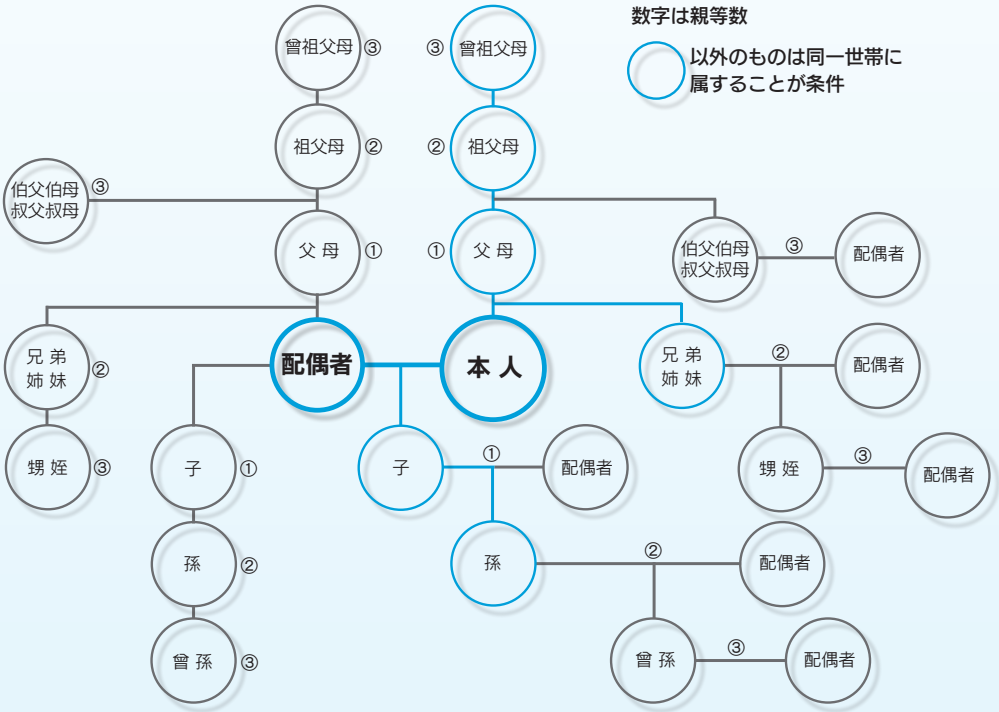

75 歳になると後期高齢者医療制度に加入するため、被扶養者の資格を失います。

被扶養者として認められる
収入の限度

被扶養者となるためには、「原則として国内に移住していて、主として被保険者の収入によって生活していること」が必要です。具体的には次のような基準が定められています。

同居している場合

対象者の年収が 130 万円（60 歳以上または障害者は 180 万円）未満で、被保険者の収入の 2 分の 1 未満であること

別居している場合

対象者の年収が 130 万円（60 歳以上または障害者は 180 万円）未満で、かつ、その額が被保険者からの援助額より少ないこと

こうした条件をクリアしている人について健康保険組合が総合的に判断し認定します。

健康保険組合に必ず届出を

健康保険組合は届出をもとに、被扶養者となるための条件を満たしているかを判定します。そのため、被保険者資格を取得したときに被扶養者にしたい人がいる場合や新しく被扶養者が増えた場合は「被扶養者（異動）届」に該当事項を記入し、必要書類を添えて 5 日以内に届け出てください。

また、被扶養者が該当しなくなったときは、そのつどすみやかに健康保険組合に届出を行うようにしてください。

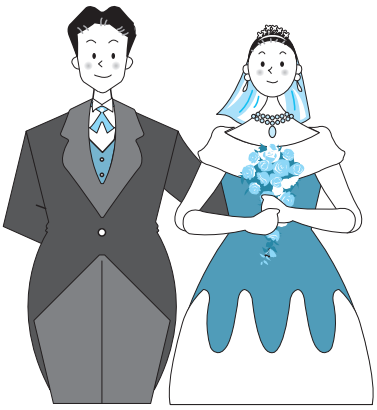

たとえば、こんなときは被扶養者の届出が必要になります

- 結婚や出産などにより被扶養者が増えた
- 就職や別居、死亡などにより被扶養者が該当しなくなった
- 被扶養者の収入が増えて、認定の条件を満たさなくなった
- 仕送りをやめて生計維持関係がなくなった
- 75 歳になって後期高齢者医療制度に加入した

Q&A

Q 国民健康保険に入っている父母を私の被扶養者にしたいのですが？

A 被扶養者と認められるためには、被保険者によって実際に扶養されていることが必要です。たとえば、両親の保険料を払わずにすむといった理由では認められません。

Q 被扶養者の認定対象者の「収入」とは、どのようなものが該当しますか？

A 認定対象者の年間収入には、給与（賞与・通勤交通費等含む）、事業収入のほか、各種年金、利子・配当、不動産収入など恒常的な収入すべてを含みます。ただし、退職金や出産育児一時金など一時的な収入は含みません。

Q 雇用保険の失業給付を受けている配偶者を被扶養者にすることはできますか？

A 失業給付を受けている間は、原則として「主として被保険者の収入によって生活している」とは考えられませんので、一般的には被扶養者と認められません。ただし、個々の具体的事例によって判断されますので、失業給付がわずかであれば、認められる場合もあります。

被扶養者認定に必要な提出書類一覧表

被保険者は、被扶養者認定を受ける際に、認定条件に適合していることを添付書類等により自ら証明しなければなりません。

そのため、この一覧表に該当する全ての書類を提出してください。

		対　象　者	備　　考
被扶養者の範囲	被保険者と同一世帯でなくても良い人	・配偶者（内縁含む） ・子※1　、孫、兄弟姉妹 ・父母、祖父母などの直系尊属	※1 子を扶養する場合で、被扶養者ではない配偶者に収入がある場合は、配偶者の前年の源泉徴収票の写しなど収入の分かるものを添付してください。
	被保険者と同一世帯が条件の人	・義父母 ・他の三親等内の親族	

★ この表の見方 ★　①必ず提出する書類　→　②収入について該当箇所を確認　→　③状況に応じて該当箇所を確認

						必　要　書　類	書類の入手先（「被保険者勤務先」となっている書類は、H.I.S. 健保ホームページでも取得可）
①	必ず提出する書類					・健康保険被扶養者（異動）届　※所定の用紙にご記入ください。 ・被扶養者認定調書　※所定の用紙にご記入ください。 （続柄が「子」であり、18 歳未満の学生（高校生まで）は不要）	被保険者勤務先
						住民票（原本） ※世帯全員と続柄が記載されているもの・3 ヵ月以内に発行のもの	市区町村等
②	18歳以上・収入なし	大学・各種学校・予備校生				在学証明書（原本）※3 ヵ月以内に発行のもの	学校など
		1 年以上無職無収入				非課税証明書または課税証明書（原本）※3 ヵ月以内に発行のもの	市区町村等
		個人事業主を廃業した人				個人事業の廃業届出書（写）	市区町村等
		離職に伴う申請の場合	雇用保険の状況	受給する意思がある		離職票 1・2（写）　または　雇用保険受給者資格証（写・両面）	認定対象者が退職した会社
						雇用保険に伴う誓約書　※所定の用紙にご記入ください。	被保険者勤務先
				受給しない		離職票 1・2（写）　または　退職証明書（原本）	認定対象者が退職した会社
						雇用保険に伴う誓約書　※所定の用紙にご記入ください。	被保険者勤務先
				受給資格なし		退職証明書（原本）　※雇用保険未加入である旨記載のもの または　給与明細書（写）	認定対象者が退職した会社
						雇用保険に伴う誓約書　※所定の用紙にご記入ください。	被保険者勤務先
				受給終了した		雇用保険受給資格者証（写・両面）（注 1）	ハローワーク
						雇用保険に伴う誓約書　※所定の用紙にご記入ください。	被保険者勤務先
				延長している		離職表 1・2（写）　または　雇用保険受給延長通知書（写）	ハローワーク
						雇用保険に伴う誓約書　※所定の用紙にご記入ください。	被保険者勤務先
			公務員の場合			辞令　（写）	前勤務先
	18歳以上・収入あり	勤労収入がある方（パート・アルバイト等）				連続した直近 3 カ月以上の給料証明書（写）（注 2）	勤務先
		個人事業主・不動産管理者・農業等で 収入がある人などの自営業者				確定申告書（写） ※経費明細（収支内訳等）を含む	税務署
		年金を受給している人（国民・厚生・共済・基金・遺族・障害・恩給等）				非課税証明書（原本）※3 ヵ月以内に発行のもの	市区町村等
						直近の年金改定通知書（写）か振込通知書（写）（注 3）	年金事務所
		利子 / 配当 / その他				最新の支払通知書（写）	関係先
③	結婚による申請					婚姻日が確認できる書類（原本） ※受理証明書・戸籍謄本等 3 カ月以内に発行のもの	市区町村等
	被保険者と別居している人　（注 4）					直近 6 カ月以上の送金証明書もしくは通帳の写（注 5）	金融機関等
						戸籍謄本（原本）※3 ヵ月以内に発行のもの	市区町村等
	外国籍の方の申請					住民票（原本）または在留カード（写）（注 6）	関係機関
	被保険者以外に扶養義務者がいる方					その方の収入を証明する書類	状況により
	住民票で被保険者との続柄確認できない方					戸籍謄本（原本）※3 ヵ月以内に発行のもの	市区町村等

（注 1）ハローワークにて「受給終了」等の証明があるもの
（注 2）雇用形態の変更等で記載の金額に変更がある場合は、変更した内容・収入額が分かる事業主交付の証明書を提出してください。
（注 3）障害者の方については、障害者手帳（写）を添付してください。
（注 4）被保険者が会社都合による単身赴任者の場合、送金証明等は不要です。「まとめて仕送り」は不可。
（注 5）または送金の状況が客観的に判断できるもの
（注 6）短期滞在ビザは不可
●提出書類に不足または不備な点があった場合は、この表以外に別途追加書類の提出を求めることがあります。

H25.4.1

ご提示頂く書類は、公平・公正に被扶養者認定を行う為に使用するものであり、目的外に利用することは一切ありません